

南相馬市～工事等設計書～

起工月	令和 8年 6月		工事概要	測量設計業務 L=2040m	
契約番号	2026000574			○測量業務	
路線名				・北原川内迫線・北原4号線 L=1,340m	
工事等名	配水管布設事業 管路実施設計(下太田地区)業務委託			・陣ヶ崎北原線 L=700m	
				○設計業務	
工事等場所	南相馬市 原町区下太田字川内迫 地内外		・配水管布設替工法検討 L=1,340m		
総工事費	当初請負		仕様概要	・配水管新設設計 L=670m	
	当初設計			・配水管推進詳細設計(小口径) N=1箇所	
	変更請負			・J R常磐線 軌道横断 事前協議資料作成 一式	
	変更設計				
工 事 費 総 括 表					
費 目	金 額	工 事 価 格	消費税相当額	摘 要	
本工事費					
附帯工事費					
測量及び試験費					
用地費及び補償費					
機械器具費					
営繕費					
工事雑費					
工事費					
事務費					
事業費					

最低制限価格の設定(算定)について

配水管布設事業管路実施設計(下太田地区)業務委託

今回の入札において、最低制限価格を下記の計算式に基づき設定しております。

※該当工事(業務委託)には ☒ の表示をしております。

工事関連業務委託に伴う最低限必要な費用＝P(最低制限価格)

※下記の業種における設定範囲内で算出(1千円未満の端数は切り捨てる)した額に、消費税額を加算した額を最低制限価格(P)とする。ただし、上記の設定範囲を上回った(下回った)場合には、それぞれ設定範囲の上限(下限)値とする。

※「直接人件費」、「直接経費」、「諸経費」、「その他原価」、「一般管理費等」及び「技術料等経費」等、各経費項目によらない業務については、各設定範囲内で適宜の割合とする。

※ 業務を一括発注する場合(例えば、測量設計業務委託など)は、それぞれの算定式により算出された額の合計額とする。

☒ 測量業務

設定範囲	予定価格(入札書比較価格)の60%～82%
算 定 式	直接測量費＋(諸経費×50%)

※諸経費＝間接測量費＋一般管理費等

☐ 土木及び建築関係コンサルタント業務

設定範囲	予定価格(入札書比較価格)の60%～81%
算 定 式	【土木設計】 直接経費＋(その他原価×90%)＋(一般管理費等×50%)
	【建築設計】 直接人件費＋特別経費＋(技術料等経費×60%)＋(諸経費×60%)

☐ 地質調査業務

設定範囲	予定価格(入札書比較価格)の2/3～85%
算 定 式	直接調査費＋(間接調査費×90%)＋(解析等調査費×80%)＋(諸経費＋その他原価＋一般管理費等)×50%

☐ 補償関係コンサルタント業務

設定範囲	予定価格(入札書比較価格)の60%～81%
算 定 式	直接人件費＋直接経費＋(その他原価×90%)＋(一般管理費等×50%)

☐ その他の業務委託等

設定範囲	予定価格(入札書比較価格)の60%～80%で適宜の割合
------	-----------------------------

最低制限価格の設定(算定)について

配水管布設事業管路実施設計(下太田地区)業務委託

今回の入札において、最低制限価格を下記の計算式に基づき設定しております。

※該当工事(業務委託)には ☒ の表示をしております。

工事関連業務委託に伴う最低限必要な費用＝P(最低制限価格)

※下記の業種における設定範囲内で算出(1千円未満の端数は切り捨てる)した額に、消費税額を加算した額を最低制限価格(P)とする。ただし、上記の設定範囲を上回った(下回った)場合には、それぞれ設定範囲の上限(下限)値とする。

※「直接人件費」、「直接経費」、「諸経費」、「その他原価」、「一般管理費等」及び「技術料等経費」等、各経費項目によらない業務については、各設定範囲内で適宜の割合とする。

※ 業務を一括発注する場合(例えば、測量設計業務委託など)は、それぞれの算定式により算出された額の合計額とする。

☐ 測量業務

設定範囲	予定価格(入札書比較価格)の60%～82%
算 定 式	直接測量費＋(諸経費×50%)

※諸経費＝間接測量費＋一般管理費等

☒ 土木及び建築関係コンサルタント業務

設定範囲	予定価格(入札書比較価格)の60%～81%
算 定 式	【土木設計】 直接経費＋(その他原価×90%)＋(一般管理費等×50%)
	【建築設計】 直接人件費＋特別経費＋(技術料等経費×60%)＋(諸経費×60%)

☐ 地質調査業務

設定範囲	予定価格(入札書比較価格)の2/3～85%
算 定 式	直接調査費＋(間接調査費×90%)＋(解析等調査費×80%)＋(諸経費＋その他原価＋一般管理費等)×50%

☐ 補償関係コンサルタント業務

設定範囲	予定価格(入札書比較価格)の60%～81%
算 定 式	直接人件費＋直接経費＋(その他原価×90%)＋(一般管理費等×50%)

☐ その他の業務委託等

設定範囲	予定価格(入札書比較価格)の60%～80%で適宜の割合
------	-----------------------------

南相馬市原町区

業務箇所

- 測量業務
 - ・北原川内迫線・北原4号線 L=1,340m:基準点測量、路線測量、現地測量
 - ・陣ヶ崎北原線 L=700m:路線測量
- 設計業務
 - ・配水管布設替工法検討 L=1,340m
 - ・配水管新設設計 L=670m
 - ・配水管推進詳細設計(小口径) N=1箇所
 - ・JR常磐線 軌道横断 事前協議資料作成 一式



凡 例	

総 括 表

南相馬市水道事業 配水管布設事業管路実施設計(下太田地区)業務委託

費 目	規 格	数 量	金 額	備 考
測量一般業務		1式		
設計業務		1式		
業務費総計				
消費税相当額				(税率:10 %)
委託費総計				
本業務は、令和6年度 配水管布設事業 管路基本設計(下太田地区)業務委託を踏襲し、JR常磐線の軌道横断のための事前協議資料の作成及び前後配管も含めた工事発注用図書の作成を目的とする。 また、当該箇所北側の配水管の布設位置及び工法検討も行うものとする。 ○測量【歩掛:福島県】 ・北原川内迫線・北原4号線 L=1,340m:基準点測量、路線測量、現地測量 ・陣ヶ崎北原線 L=700m:路線測量 ○設計【歩掛:実務必携】 ・配水管布設替工法検討 L=1,340m ・配水管新設設計 L=670m ・JR推進工設計 1式 ・関係機関との協議資料作成 1式				

内 訳 書

測量一般業務

費 目 / 工 種 / 種 別 / 細 別	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
直接測量費		式	1			内直接人件費 ¥ 内市場単価 ¥
北原川内迫線・北原4号線		式	1			
公図等の転写(地積測量図以外の公図等の転写)		ha	1.07			第1号明細表 内直接人件費 ¥ 変化率 1
公図等転写連続図作成		ha	1.07			第2号明細表 内直接人件費 ¥
土地の登記記録調査		ha	1.07			第3号明細表 内直接人件費 ¥ 変化率 1
3級基準点測量	伐採なし、永久標識設置なし	式	1			第4号明細表 内直接人件費 ¥ 変化率 1
4級基準点測量	伐採なし、永久標識設置なし	式	1			第5号明細表 内直接人件費 ¥ 変化率 1
作業計画		業務	1			第6号明細表 内直接人件費 ¥
現地踏査		km	1.34			第7号明細表 内直接人件費 ¥ 変化率 1
伐採		km	0.22			第8号明細表 内直接人件費 ¥ 変化率 1
仮BM設置測量		km	1.34			第9号明細表 内直接人件費 ¥ 変化率 1
中心線測量		km	1.34			第10号明細表 内直接人件費 ¥ 変化率 0.9
縦断測量		km	1.34			第11号明細表 内直接人件費 ¥ 変化率 1
横断測量		km	1.34			第12号明細表 内直接人件費 ¥ 変化率 0.8
現地測量(作業計画)	1/500	業務	1			第13号明細表 内直接人件費 ¥ 変化率 1
現地測量	1/500	式	1			第14号明細表 内直接人件費 ¥ 変化率 1
陣ヶ崎北原線		式	1			
作業計画		業務	1			第15号明細表 内直接人件費 ¥
現地踏査		km	0.7			第16号明細表 内直接人件費 ¥ 変化率 1
伐採		km	0.17			第17号明細表 内直接人件費 ¥ 変化率 1
中心線測量		km	0.7			第18号明細表 内直接人件費 ¥ 変化率 1
縦断測量		km	0.7			第19号明細表 内直接人件費 ¥ 変化率 1

内 訳 書

測量一般業務

[illegible]

明細表

第1号 公図等の転写(地積測量図以外の公図等の転写)

1ha当り

[illegible]

明細表

第 2 号 公図等転写連続図作成

1ha当り

[illegible]

明 細 表

第3号 土地の登記記録調査

1ha当り

[illegible]

明 細 表

第4号 3級基準点測量 伐採なし、永久標識設置なし

1式当り

[illegible]

明細表

第5号 4級基準点測量 伐採なし、永久標識設置なし

1式当り

[illegible]

明細表

第 6 号 作業計画

1業務当り

[illegible]

明細表

第7号 現地踏査

1km 当り

[illegible]

明細表

第 8 号 伐採

1km 当り

[illegible]

明 細 表

第 9 号 仮BM設置測量

1km 当り

[illegible]

明細表

第 10 号 中心線測量

1km 当り

[illegible]

明 細 表

第 11 号 縦断測量

1km 当り

[illegible]

明 細 表

第 12 号 横断測量

1km 当り

[illegible]

明細表

第 13 号 現地測量(作業計画) 1/500

1業務当り

[illegible]

明細表

第 14 号 現地測量 1/500

1式当り

[illegible]

明 細 表

第 15 号 作業計画

1業務当り

[illegible]

明 細 表

第 16 号 現地踏査

1km当り

[illegible]

明細表

第 17 号 伐採

1km 当り

[illegible]

明細表

第 18 号 中心線測量

1km 当り

[illegible]

明細表

第 19 号 縦断測量

1km 当り

[illegible]

明 細 表

第 20 号 横断測量

1km当り

[illegible]

内 訳 書

設計業務

[illegible]

明細表

第 21 号 開削工法 設計協議

1業務当り

[illegible]

明 細 表

第 22 号 小口径 布設替詳細設計 布設位置・工法検討

1式当り

[illegible]

明 細 表

第 23 号 小口径 新設詳細設計

1式当り

[illegible]

明細表

第 24 号 推進工法 小口径推進 $\phi 250\text{mm}$ 以上 700mm 以下

1式当り

[illegible]

明 細 表

第 25 号 推進工法 配管設計 小口径・中大口径推進 水道管口径700mm以下

1式当り

[illegible]

明細表

第 26 号 推進工法 報告書作成 小口径・中大口径推進

1式当り

[illegible]

明 細 表

第 27 号 関係機関との協議資料作成

1業務当り

[illegible]

明 細 表

第 28 号 関係機関との協議同席

1回当り

[illegible]

明 細 表

第 29 号 往復交通費 ライトバン運転

1日当り

[illegible]

令和 8 年 度

配水管布設事業管路実施設計（下太田地区）業務委託

特 記 仕 様 書

令和 8 年 6 月

南 相 馬 市 建 設 部 水 道 課

令和8年度 配水管布設事業管路実施設計(下太田地区)業務委託 特記仕様書

第1章 総 則

(適用範囲)

第1-1条

本仕様書は、南相馬市（以下、「甲」という。）が発注する「令和8年度 配水管布設事業管路実施設計(下太田地区)業務委託」（以下、「業務」という。）に適用する。

第1-2条

本業務についての規定は、各共通仕様書に定めるもののほか、この仕様書に基づいて行うものである。

(目 的)

第2条

本業務は、令和6年度に実施した【配水管布設事業管路基本設計(下太田地区)業務委託】を踏襲し、J R常磐線の軌道横断のための事前協議資料の作成及び前後配管も含めた工事発注用図書の作成を目的とする。また、当該箇所北側の配水管の布設位置及び工法検討も行うものとする。

(業務の対象範囲)

第3条

業務の対象とする範囲は、大谷系配水管とする。(南相馬市原町区下太田川内迫地内)

○測量業務

- ・北原川内迫線・北原4号線 L=1,340m：基準点測量、路線測量、現地測量
- ・陣ヶ崎北原線 L=700m：路線測量

○設計業務

- ・配水管布設替工法検討 L=1,340m
- ・配水管新設設計 L=670m
- ・配水管推進詳細設計(小口径) N=1箇所
- ・J R常磐線 軌道横断 事前協議資料作成 一式

(履行期間)

第4条

本業務の委託期間は、以下のとおりとする。

自 契約締結の日から
至 令和 9年 3月 20日

(監督員)

第5-1条

甲は、本業務委託における監督員を定め、受託者（以下、「乙」という。）に通知する。

第5-2条

監督員は、設計図書に定められた範囲において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。

(管理技術者)

第6-1条

乙は、本業務委託における管理技術者を定め、甲に通知しなければならない。

第6-2条

管理技術者は、契約図書等に基づき、業務に関する技術上の管理を行わなければならない。

第6-3条

管理技術者は、業務の履行にあたり技術士（上下水道部門－上水道及び工業用水道）、または一般社団法人建設コンサルタンツ協会が認定するRCCM（上水道及び工業用水道部門）の資格保有者でなければならない。

第6-4条

管理技術者は、監督員と十分協議の上、相互に協力し業務を行わなければならない。

第6-5条

管理技術者は、照査結果の確認を行わなければならない。

(照査技術者)

第7-1条

乙は、本業務委託における照査技術者を定め、甲に通知しなければならない。

第7-2条

照査技術者は、業務の履行にあたり技術士（上下水道部門－上水道及び工業用水道）の資格保有者とする。また、管理技術者の職を兼ねることはできないものとする。

第7-3条

照査技術者は、照査計画を業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。

第7-4条

照査技術者は、契約図書等に定める事項および監督員が指示する業務の節目毎にその成果の確認を行うと共に、自身による照査を行わなければならない。

第7-5条

照査技術者は、業務完了に伴って照査結果を照査報告書に取り纏め、署名捺印のうえ、管理技術者に差し出すものとする。

(打合せ、協議および会議等)

第8-1条

本業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と監督員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度乙が打合せ簿（任意様式）に記録し、相互に確認をすることとする。

第8-2条

本業務着手時等に指定する業務の区切りにおいて、甲と乙は打合せを行うものとし、乙はその結果について記録し、相互に確認しなければならない。

第8-3条

乙は、本業務の関連会議等への出席および必要資料の作成等について協力しなければならない。

(疑義等)

第9条

仕様書、本特記仕様書、設計図書等に明記のない事項および不明な事項は、監督員と協議し、その指示に従うものとする。

(資料の貸与および返却)

第10-1条

監督員は、設計図書に定める図書およびその他関係資料等を、乙に貸与するものとする。

第10-2条

乙は、貸与された図書および関係資料等の使用後は直ちに監督員に返却しなければならない。

第10-3条

乙は、貸与された図書および関係資料を丁寧に扱い、紛失または損傷してはならない。万一、紛失または損傷した場合は、乙の責任において速やかに修復しなければならない。

第10-4条

乙は、貸与資料で守秘義務が求められるものについては、監督員の承諾なしに複写をしてはならない。

【貸与予定資料】

- (1) 配水管布設事業管路基本設計(下太田地区)業務委託 成果品 (令和6年度)
- (2) 管路マッピングデータ
- (3) 施設状況の把握に必要な資料 (竣工図)
- (4) その他監督員が必要と認める資料

(適用図書)

第11-1条

設計に必要な図書(各種仕様書、基準書、参考図書、文献等)については、乙の負担において備えるものとする。

第11-2条

適用図書は最新版を用いるが、設計作業中に改訂された場合は、監督員と協議するものとする。

(守秘義務)

第12条

乙は、業務上で知り得た事項を第三者に漏らしてはいけない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りではない。

(完成検査等)

第13条

乙は、業務完了時に甲の完成検査を受けなければならない。

(成果物の帰属)

第14-1条

成果物は、全て甲の所有とし、承諾を得ず第三者に公表、貸与、使用等してはならない。受注者は、本業務着手前に個人情報保護に関してプライバシーマークの認証の写しを提出しなければならない。

第 14-2 条

成果物に不備がある場合は、引渡し後であっても乙の責任で速やかに訂正しなければならない。

(参考図書)

第 15 条

乙は、業務の実施に当たって関連する関係法規および条例等を遵守しなければならない。

- (1) 水道法
- (2) 水道法施行令
- (3) 水道施設設計指針 (社) 日本水道協会
- (4) 水道維持管理指針 (社) 日本水道協会
- (5) 水道施設更新指針 (社) 日本水道協会
- (6) その他監督員が必要と認める規則・規定・基準等

(契約提出書類)

第 16 条

乙は、本業務の着手および完了にあたって、甲の契約約款に定める書類を遅滞無く、監督員を通じて甲に提出しなければならない。

着手時

- (1) 着 手 届
- (2) 工 程 表
- (3) 管理及び照査技術者届及び経歴書
- (4) 調査技術者届及び経歴書
- (5) その他必要書類

完了時

- (1) 完 了 届
- (2) 納 品 書
- (3) 請 求 書
- (4) その他必要書類

(関係官公庁その他への手続き等)

第 17-1 条

乙は、本業務の実施に当たっては、甲が行う関係官公庁への手続きの際に協力しなければならない。

また乙は、本業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。

第 17-2 条

乙が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督員に報告し協議するものとする。

(土地への立ち入り等)

第 18-1 条

乙は、屋外で行う本業務を実施するため国有地、公有地又は私有地に立ち入る場合は、監督員及び関係者と十分な協調を保ち本業務が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立ち入りが不可能となった場合には、ただちに監督員に報告し協議しなければならない。

ならない。

第18-2条

前項の立ち入りを行う場合は、関係法令に規定する身分証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。なお、乙は、立ち入り作業完了後速やかに身分証明書を甲に返却しなければならない。

第18-3条

乙は、本業務実施のため、植物伐採、かき、さく等の除去又は土地もしくは工作物を一時使用するときは、あらかじめ監督員に報告するとともに、当該土地所有者及び占有者の許可を得て行うものとする。

第18-4条

乙は、前項の場合において生じた損失のため、必要を生じた経費の負担については、設計図書に示す他は監督員と協議により定めるものとする。

第2章 業務内容

(1) 設計協議

- 1) 初回打合せ（業務着手時）
 - ・業務内容の協議確認（要望事項・要望内容・作業方針・作業工程・検討事項・検討内容等）および貸与資料等の確認を行う。
- 2) 中間打合せ
 - ・業務の中間報告および作業中に発生する諸条件・諸問題の処理に関する協議確認を行う。（業務の区切りに必要に応じて実施）
- 3) 最終打合せ
 - ・業務の総括説明および成果品の納入、検収の立会いを行う。

(2) 配水管実施設計

- 1) 現地調査

設計路線の踏査、業務上必要な地下埋設物及び支障物件（電柱、架空線等）の具体的調査、在来管等の調査、渉外折衝の立会いを含み、測量、土質、試掘の調査は含まない。なお、軌道部は原則立入りの調査は行わず、やむを得ず必要な場合は関係機関と協議のうえ実施する。
- 2) 設計計画

設計路線の工法比較、構造計画、仮設比較を含む。
- 3) 各種計算

構造計算、仮設計算とする。
- 4) 図面作成

位置図、平面図、縦断面図、詳細図（平面、縦断、横断図等）、構造図及び工事占用申請に必要な図面とする。
- 5) 数量計算

工事に必要な数量すべての計算とする。
- 6) 審査

基本条件確認、比較検討の確認、設計計画の妥当性、計算書と図面の整合性、計算書の精査等とする。

(3) 配水管推進詳細設計（小口径）

- 1) 設計計画
 - ・工法比較

地質調査結果を検討し適切な推進工法の比較検討、概略作業計画を行う。
 - ・構造計画

地質調査結果を検討し立坑（発進・到達）、管種、管厚、仮設等の検討を行う。
 - ・仮設比較とその施工計画

地質調査結果を検討し施工方法の検討、仮設・補助工法の検討を行う。
- 2) 各種計算
 - ・構造計算

設計計画に基づき管種・管厚、推進力等の計算を行う。
 - ・仮設計算

立坑、補助工法等の仮設計算を行う。

3) 図面作成

- ・測量業務成果を反映し本計画に基づき、各種図面（位置図、平面図、縦断面図、詳細図及び構造図）の作成、工事に係わる占用書類及び図面の作成を行う。

4) 数量計算

- ・設計図に基づき、数量計算書の作成を行う。

5) 審査

- ・基本条件の確認、比較検討の確認、設計計画の妥当性、計算書と図面の整合性確認、計算書の精査を行う。

6) 配管設計（挿入管）

①設計計画

管材、管種、継手形状、口径等の選定及び比較検討、挿入設備等の検討を行う。

②各種計算

挿入管の構造計算（管厚及び挿入力等）を行う。

③図面作成

詳細図（平面、縦断、横断、管割図等）の作成を行う。

④数量計算

挿入管に係る施工延長及び材料等の数量計算

⑤審査

基本条件確認、設計計画の妥当性、計算書と図面の整合性、計算書の精査を行う。

7) 報告書作成

- ・設計条件、検討結果をまとめた報告書の作成

(4) 関係機関との協議資料作成

- ・J R 協議に必要な協議資料を整理、作成する。

(5) 測量

設計に必要な以下の項目の測量を行うものとする。

1) 路線測量他

- | | |
|---------------|------|
| ・作業計画 | 1 業務 |
| ・現地踏査 | 1 式 |
| ・伐採(必要に応じて実施) | 1 式 |
| ・中心線測量 | 1 式 |
| ・縦断測量 | 1 式 |
| ・横断測量 | 1 式 |
| ・現地測量 | 1 式 |

第3章 成果物

提出図書

成果物は報告書として1冊にまとめて、下記の部数を納品すること。

- | | | |
|-----------|--------------|-----|
| (1) 報告書 | 製本 (A4) | 2 部 |
| (2) 打合せ記録 | 一式 | |
| (3) 電子データ | 一式 (報告書 PDF) | |

製本の仕様は発注者との協議による。

南相馬市原町区

業務箇所

- 測量業務
 - ・北原川内迫線・北原4号線 L=1,340m:基準点測量、路線測量、現地測量
 - ・陣ヶ崎北原線 L=700m:路線測量
- 設計業務
 - ・配水管布設替工法検討 L=1,340m
 - ・配水管新設設計 L=670m
 - ・配水管推進詳細設計(小口径) N=1箇所
 - ・JR常磐線 軌道横断 事前協議資料作成 一式



凡 例	

令和 8 年 度

配水管布設事業管路実施設計（下太田地区）業務委託

特 記 仕 様 書

令和 8 年 6 月

南 相 馬 市 建 設 部 水 道 課

令和 8 年度 配水管布設事業管路実施設計(下太田地区)業務委託 特記仕様書

第 1 章 総 則

(適用範囲)

第 1-1 条

本仕様書は、南相馬市（以下、「甲」という。）が発注する「令和 8 年度 配水管布設事業管路実施設計(下太田地区)業務委託」（以下、「業務」という。）に適用する。

第 1-2 条

本業務についての規定は、各共通仕様書に定めるもののほか、この仕様書に基づいて行うものである。

(目 的)

第 2 条

本業務は、令和 6 年度に実施した【配水管布設事業管路基本設計(下太田地区)業務委託】を踏襲し、J R 常磐線の軌道横断のための事前協議資料の作成及び前後配管も含めた工事発注用図書の作成を目的とする。また、当該箇所北側の配水管の布設位置及び工法検討も行うものとする。

(業務の対象範囲)

第 3 条

業務の対象とする範囲は、大谷系配水管とする。(南相馬市原町区下太田川内迫地内)

○測量業務

- ・ 北原川内迫線・北原 4 号線 L=1,340m：基準点測量、路線測量、現地測量
- ・ 陣ヶ崎北原線 L=700m：路線測量

○設計業務

- ・ 配水管布設替工法検討 L=1,340m
- ・ 配水管新設設計 L=670m
- ・ 配水管推進詳細設計(小口径) N=1 箇所
- ・ J R 常磐線 軌道横断 事前協議資料作成 一式

(履行期間)

第 4 条

本業務の委託期間は、以下のとおりとする。

自 契約締結の日から
至 令和 9 年 3 月 20 日

(監督員)

第 5-1 条

甲は、本業務委託における監督員を定め、受託者（以下、「乙」という。）に通知する。

第 5-2 条

監督員は、設計図書に定められた範囲において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。

(管理技術者)

第6-1条

乙は、本業務委託における管理技術者を定め、甲に通知しなければならない。

第6-2条

管理技術者は、契約図書等に基づき、業務に関する技術上の管理を行わなければならない。

第6-3条

管理技術者は、業務の履行にあたり技術士（上下水道部門－上水道及び工業用水道）、または一般社団法人建設コンサルタンツ協会が認定するRCCM（上水道及び工業用水道部門）の資格保有者でなければならない。

第6-4条

管理技術者は、監督員と十分協議の上、相互に協力し業務を行わなければならない。

第6-5条

管理技術者は、照査結果の確認を行わなければならない。

(照査技術者)

第7-1条

乙は、本業務委託における照査技術者を定め、甲に通知しなければならない。

第7-2条

照査技術者は、業務の履行にあたり技術士（上下水道部門－上水道及び工業用水道）の資格保有者とする。また、管理技術者の職を兼ねることはできないものとする。

第7-3条

照査技術者は、照査計画を業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。

第7-4条

照査技術者は、契約図書等に定める事項および監督員が指示する業務の節目毎にその成果の確認を行うと共に、自身による照査を行わなければならない。

第7-5条

照査技術者は、業務完了に伴って照査結果を照査報告書に取り纏め、署名捺印のうえ、管理技術者に差し出すものとする。

(打合せ、協議および会議等)

第8-1条

本業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と監督員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度乙が打合せ簿（任意様式）に記録し、相互に確認をすることとする。

第8-2条

本業務着手時等に指定する業務の区切りにおいて、甲と乙は打合せを行うものとし、乙はその結果について記録し、相互に確認しなければならない。

第8-3条

乙は、本業務の関連会議等への出席および必要資料の作成等について協力しなければならない。

(疑義等)

第9条

仕様書、本特記仕様書、設計図書等に明記のない事項および不明な事項は、監督員と協議し、その指示に従うものとする。

(資料の貸与および返却)

第10-1条

監督員は、設計図書に定める図書およびその他関係資料等を、乙に貸与するものとする。

第10-2条

乙は、貸与された図書および関係資料等の使用後は直ちに監督員に返却しなければならない。

第10-3条

乙は、貸与された図書および関係資料を丁寧に扱い、紛失または損傷してはならない。万一、紛失または損傷した場合は、乙の責任において速やかに修復しなければならない。

第10-4条

乙は、貸与資料で守秘義務が求められるものについては、監督員の承諾なしに複写をしてはならない。

【貸与予定資料】

- (1) 配水管布設事業管路基本設計(下太田地区)業務委託 成果品 (令和6年度)
- (2) 管路マッピングデータ
- (3) 施設状況の把握に必要な資料 (竣工図)
- (4) その他監督員が必要と認める資料

(適用図書)

第11-1条

設計に必要な図書(各種仕様書、基準書、参考図書、文献等)については、乙の負担において備えるものとする。

第11-2条

適用図書は最新版を用いるが、設計作業中に改訂された場合は、監督員と協議するものとする。

(守秘義務)

第12条

乙は、業務上で知り得た事項を第三者に漏らしてはいけない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りではない。

(完成検査等)

第13条

乙は、業務完了時に甲の完成検査を受けなければならない。

(成果物の帰属)

第14-1条

成果物は、全て甲の所有とし、承諾を得ず第三者に公表、貸与、使用等してはならない。受注者は、本業務着手前に個人情報保護に関してプライバシーマークの認証の写しを提出しなければならない。

第 14-2 条

成果物に不備がある場合は、引渡し後であっても乙の責任で速やかに訂正しなければならない。

(参考図書)

第 15 条

乙は、業務の実施に当たって関連する関係法規および条例等を遵守しなければならない。

- (1) 水道法
- (2) 水道法施行令
- (3) 水道施設設計指針 (社) 日本水道協会
- (4) 水道維持管理指針 (社) 日本水道協会
- (5) 水道施設更新指針 (社) 日本水道協会
- (6) その他監督員が必要と認める規則・規定・基準等

(契約提出書類)

第 16 条

乙は、本業務の着手および完了にあたって、甲の契約約款に定める書類を遅滞無く、監督員を通じて甲に提出しなければならない。

着手時

- (1) 着 手 届
- (2) 工 程 表
- (3) 管理及び照査技術者届及び経歴書
- (4) 調査技術者届及び経歴書
- (5) その他必要書類

完了時

- (1) 完 了 届
- (2) 納 品 書
- (3) 請 求 書
- (4) その他必要書類

(関係官公庁その他への手続き等)

第 17-1 条

乙は、本業務の実施に当たっては、甲が行う関係官公庁への手続きの際に協力しなければならない。

また乙は、本業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。

第 17-2 条

乙が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督員に報告し協議するものとする。

(土地への立ち入り等)

第 18-1 条

乙は、屋外で行う本業務を実施するため国有地、公有地又は私有地に立ち入る場合は、監督員及び関係者と十分な協調を保ち本業務が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立ち入りが不可能となった場合には、ただちに監督員に報告し協議しなければならない。

ならない。

第18-2条

前項の立ち入りを行う場合は、関係法令に規定する身分証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。なお、乙は、立ち入り作業完了後速やかに身分証明書を甲に返却しなければならない。

第18-3条

乙は、本業務実施のため、植物伐採、かき、さく等の除去又は土地もしくは工作物を一時使用するときは、あらかじめ監督員に報告するとともに、当該土地所有者及び占有者の許可を得て行うものとする。

第18-4条

乙は、前項の場合において生じた損失のため、必要を生じた経費の負担については、設計図書に示す他は監督員と協議により定めるものとする。

第2章 業務内容

(1) 設計協議

- 1) 初回打合せ（業務着手時）
 - ・業務内容の協議確認（要望事項・要望内容・作業方針・作業工程・検討事項・検討内容等）および貸与資料等の確認を行う。
- 2) 中間打合せ
 - ・業務の中間報告および作業中に発生する諸条件・諸問題の処理に関する協議確認を行う。（業務の区切りに必要に応じて実施）
- 3) 最終打合せ
 - ・業務の総括説明および成果品の納入、検収の立会いを行う。

(2) 配水管実施設計

- 1) 現地調査

設計路線の踏査、業務上必要な地下埋設物及び支障物件（電柱、架空線等）の具体的調査、在来管等の調査、渉外折衝の立会いを含み、測量、土質、試掘の調査は含まない。なお、軌道部は原則立入りの調査は行わず、やむを得ず必要な場合は関係機関と協議のうえ実施する。
- 2) 設計計画

設計路線の工法比較、構造計画、仮設比較を含む。
- 3) 各種計算

構造計算、仮設計算とする。
- 4) 図面作成

位置図、平面図、縦断面図、詳細図（平面、縦断、横断図等）、構造図及び工事占用申請に必要な図面とする。
- 5) 数量計算

工事に必要な数量すべての計算とする。
- 6) 審査

基本条件確認、比較検討の確認、設計計画の妥当性、計算書と図面の整合性、計算書の精査等とする。

(3) 配水管推進詳細設計（小口径）

- 1) 設計計画
 - ・工法比較

地質調査結果を検討し適切な推進工法の比較検討、概略作業計画を行う。
 - ・構造計画

地質調査結果を検討し立坑（発進・到達）、管種、管厚、仮設等の検討を行う。
 - ・仮設比較とその施工計画

地質調査結果を検討し施工方法の検討、仮設・補助工法の検討を行う。
- 2) 各種計算
 - ・構造計算

設計計画に基づき管種・管厚、推進力等の計算を行う。
 - ・仮設計算

立坑、補助工法等の仮設計算を行う。

3) 図面作成

- ・測量業務成果を反映し本計画に基づき、各種図面（位置図、平面図、縦断面図、詳細図及び構造図）の作成、工事に係わる占用書類及び図面の作成を行う。

4) 数量計算

- ・設計図に基づき、数量計算書の作成を行う。

5) 審査

- ・基本条件の確認、比較検討の確認、設計計画の妥当性、計算書と図面の整合性確認、計算書の精査を行う。

6) 配管設計（挿入管）

①設計計画

管材、管種、継手形状、口径等の選定及び比較検討、挿入設備等の検討を行う。

②各種計算

挿入管の構造計算（管厚及び挿入力等）を行う。

③図面作成

詳細図（平面、縦断、横断、管割図等）の作成を行う。

④数量計算

挿入管に係る施工延長及び材料等の数量計算

⑤審査

基本条件確認、設計計画の妥当性、計算書と図面の整合性、計算書の精査を行う。

7) 報告書作成

- ・設計条件、検討結果をまとめた報告書の作成

(4) 関係機関との協議資料作成

- ・J R 協議に必要な協議資料を整理、作成する。

(5) 測量

設計に必要な以下の項目の測量を行うものとする。

1) 路線測量他

- | | |
|---------------|------|
| ・作業計画 | 1 業務 |
| ・現地踏査 | 1 式 |
| ・伐採(必要に応じて実施) | 1 式 |
| ・中心線測量 | 1 式 |
| ・縦断測量 | 1 式 |
| ・横断測量 | 1 式 |
| ・現地測量 | 1 式 |

第3章 成果物

提出図書

成果物は報告書として1冊にまとめて、下記の部数を納品すること。

- | | | |
|-----------|--------------|-----|
| (1) 報告書 | 製本 (A4) | 2 部 |
| (2) 打合せ記録 | 一式 | |
| (3) 電子データ | 一式 (報告書 PDF) | |

製本の仕様は発注者との協議による。